令和８年11月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊　　本　　県

議　案　目　録

第　11　号　熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……（　1　）

第　12　号　熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について……（　3　）

第　13　号　平成２８年熊本地震復興基金条例の一部を改正する条例の制定について……（　6　）

第　14　号　熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について…（　7　）

第　15　号　熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について……（　8　）

第　16　号　熊本県が整備するアリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について……（　9　）

第　17　号　財産の取得について……（　11　）

第　18　号　財産の無償譲渡ついて……（　12　）

第　19　号　工事請負契約の締結について……（　13　）

第　20　号　工事請負契約の変更について……（　14　）

第　21　号　工事請負契約の変更について……（　15　）

第　22　号　工事請負契約の変更について……（　16　）

第　23　号　工事請負契約の締結について……（　17　）

第　24　号　当せん金付証票の発売について……（　18　）

第　25　号　当せん金付証票の発売総額の変更について……（　19　）

第　26　号　公立大学法人熊本県立大学定款の変更について……（　20　）

第　27　号　指定管理者の指定について……（　21　）

第　28　号　指定管理者の指定について……（　22　）

第　29　号　指定管理者の指定について……（　23　）

第　30　号　指定管理者の指定について……（　24　）

第　31　号　指定管理者の指定について……（　25　）

第　32　号　指定管理者の指定について……（　26　）

第　33　号　指定管理者の指定について……（　27　）

第　34　号　指定管理者の指定について……（　28　）

第　35　号　指定管理者の指定について……（　29　）

第　36　号　指定管理者の指定について……（　30　）

第　37　号　指定管理者の指定について……（　31　）
第　38　号　指定管理者の指定について……（　32　）
第　39　号　専決処分の報告及び承認について……（　33　）
第　40　号　専決処分の報告及び承認について……（　34　）
第　41　号　専決処分の報告及び承認について……（　35　）
第　42　号　専決処分の報告及び承認について……（　36　）

報　告　目　録

報告第１号　専決処分の報告について……（　37　）
報告第２号　専決処分の報告について……（　38　）
報告第３号　専決処分の報告について……（　39　）
報告第４号　専決処分の報告について……（　40　）

第　１１　号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

（熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第１条　熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和３１年熊本県条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２７号を次のように改める。

(27)　災害応急作業等手当

第２５条の１６の見出しを「（災害応急作業等手当）」に改め、同条第１項中「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に、「異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）」を「次に掲げる作業」に改め、同項各号を次のように改める。

(1)　異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）

ア　河川の堤防等

イ　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４６条第１項（第２号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ　港湾施設

(2)　前号に掲げる作業に相当すると知事が認める作業

第２５条の１６第２項中「（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業にあっては、１，４４０円）」を削り、同項各号を次のように改める。

(1)　前項第１号の作業　作業の種類に応じて次に掲げる額（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業にあっては、１，４４０円）

ア　巡回監視　９５０円

イ　応急作業等　１，４４０円

(2)　前項第２号の作業　１，４４０円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて知事が定める額

第２６条第２項の表中「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改める。

（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正）

第２条　東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成２３年熊本県条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改め、同条第１項中「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に、「同条第２項括弧書」を「同条第２項第１号括弧書」に改め、同条第２項中「に規定する」を「に掲げる」に、「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改め、同条第３項中「公共土木施設災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年７月２８日から適用する。

（提案理由）

令和８年熊本地震の発生を踏まえ、特殊勤務手当の支給対象を拡大することに伴い、公共土木施設災害応急作業手当の名称を見直す等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第　１２　号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成１２年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第９３号の２中「少額領収書等の写し」を「少額領収書等の写しに係る写し」に、「少額領収書等又は」を「少額領収書等の写しに係る写し又は」に改める。

第２条第１項第３５４号を次のように改める。

(354)　削除

第２条第１項第４８２号中「２，２００円」を「２，５５０円」に改める。

第３条の表中「及び第４１２号」を「、第４１２号及び第６１６号の３」に改める。

別表第７の２を次のように改める。

別表第７の２（第２条第１項第９３号の２関係）

区分		金額
少額領収書等の写し又は収支報告書等が文書である場合	複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	用紙１枚につき１０円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１００円に当該少額領収書等の写し又は収支報告書等の用紙１枚ごとに１０円を加えた額
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１２０円に当該少額領収書等の写し又は収支報告書等の用紙１枚ごとに１０円を加えた額
収支報告書等が電磁的記録である場	用紙に白黒で出力したものの交付	用紙１枚につき１０円
	光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置	１枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額

合	で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	
	光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額

備考

１　両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定する。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別表第２５の２を次のように改める。

別表第２５の２（第２条第１項第６１６号の３関係）

区分		金額
支部報告書等が文書である場合	複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	用紙１枚につき１０円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１００円に当該支部報告書等の用紙１枚ごとに１０円を加えた額
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１２０円に当該支部報告書等の用紙１枚ごとに１０円を加えた額
支部報告書等が電磁的記録である場合	用紙に白黒で出力したものの交付	用紙１枚につき１０円
	光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額

	光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額

備考

１　両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定する。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第２条第１項第９３号の２及び第３５４号並びに第３条の改正規定並びに附則第３項の規定　公布の日

（２）　別表第７の２及び別表第２５の２の改正規定　令和９年１月１日

（３）　第２条第１項第４８２号の改正規定及び次項の規定　令和９年４月１日

（経過措置）

２　前項第３号に掲げる規定の施行の際現にされている改正前の第２条第１項第４８２号に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

３　熊本県収入証紙条例（昭和３９年熊本県条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１手数料の項第８８号の２中「少額領収書等」を「少額領収書等の写しに係る写し」に改める。

（提案理由）

政治資金規正法施行令（昭和５０年政令第２７７号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第　１３　号

平成２８年熊本地震復興基金条例の一部を改正する条例の制定について

平成２８年熊本地震復興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

平成２８年熊本地震復興基金条例の一部を改正する条例

平成２８年熊本地震復興基金条例（平成２８年熊本県条例第３９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本地震復興基金条例

第１条中「平成２８年熊本地震による災害からの早期の復興を図るため、平成２８年熊本地震復興基金」を「次の各号に掲げる事業に要する経費に充てるため、熊本地震復興基金」に改め、同条に次の各号を加える。

(１)　平成２８年熊本地震による災害からの早期の復興を図るための事業

(２)　令和８年熊本地震による災害からの早期の復興を図るための事業

第２条に後段として次のように加える。

この場合において、前条各号に掲げる事業ごとに区分して積み立てるものとする。

第６条に後段として次のように加える。

この場合において、同条各号に掲げる事業ごとに区分して処分するものとする。

附則第２項中「平成３８年１２月３１日」を「令和１８年１２月３１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成２８年熊本地震による災害及び令和８年熊本地震による災害からの早期の復興を図るための事業に要する経費に充てるため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第　１４　号

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例

熊本県環境影響評価条例（平成１２年熊本県条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第５０条第１項第１号中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

別表第４号中「空港整備法」を「空港法」に、「第２条第１項」を「第２条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

環境影響評価法（平成９年法律第８１号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第　１５　号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成２１年熊本県条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第９号」を「第１０号」に改め、同条第１０号を同条第１１号とし、同条第９号を同条第１０号とし、同条第８号の次に次の１号を加える。

(９)　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和７年法律第６７号）第１４条第１項の規定により作成された早期事業再生計画（保証協会が当該事業再生計画に係る権利変更議案（同法第１１条に規定する権利変更議案をいう。）に対し、同法第２０条第１項に規定する同意を行おうとする場合に限る。）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和７年法律第６７号）の施行を踏まえ、県の中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる場合を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第　１６　号

熊本県が整備するアリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

熊本県が整備するアリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県が整備するアリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下「法」という。）第１８条の規定に基づき、熊本市西区上熊本一丁目地内に熊本県が整備する屋内におけるスポーツその他の多様な用途に供することができる施設（以下「アリーナ」という。）の公共施設等運営権（法第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。）に係る実施方針（法第５条第１項に規定する実施方針をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（民間事業者の選定の手続）

第２条　法第８条第１項の規定によりアリーナの運営等（法第２条第６項に規定する運営等をいう。以下同じ。）の業務（以下「アリーナ運営等業務」という。）を実施する選定事業者として選定されようとする民間事業者は、申請書にアリーナ運営等業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他知事が定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切にアリーナ運営等業務を実施することができると認める者を選定事業者とする。

（１）　業務計画がアリーナ運営等業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

（２）　業務計画を適正かつ確実に実施するために必要な能力を有する者であること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、知事が定める基準

（運営等の基準）

第３条　公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、次に掲げる基準により、アリーナ運営等業務を実施しなければならない。

（１）　関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実にアリーナ運営等業務を実施すること。

（２）　アリーナを利用することについて、不当な差別的取扱いをしないこと。

（３）　アリーナ運営等業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に

取り扱うこと。

（４） 前３号に掲げるもののほか、知事が定める基準

（業務の範囲）

第４条　公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、アリーナを利用させることその他のアリーナ運営等業務とする。

（利用料金）

第５条　アリーナの利用料金（法第２条第６項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、公共施設等運営権者が知事と協議して定めるものとする。

２　公共施設等運営権者は、利用料金を定めたときは、その額を公表するものとする。その額を変更したときも、同様とする。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下「法」という。）に基づき、熊本市西区上熊本一丁目地内に熊本県が整備する屋内におけるスポーツその他の多様な用途に供することができる施設の公共施設等運営権（法第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。）に係る実施方針（法第５条第１項に規定する実施方針をいう。）に関し、民間事業者の選定の手続や運営等の基準等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第　１７　号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得予定金額
区分	品名及び規格			
物品	高速液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置一式	熊本市中央区辛島町５番１号 西川計測株式会社 西九州支店熊本営業所	食品残留農薬等の検査機器として使用するため	52,140,000円

（提案理由）

熊本県保健環境科学研究所において使用する食品残留農薬等の検査機器として、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　１８　号

財産の無償譲渡について

財産を次のように無償で譲渡することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

区分	所在地	面積	無償譲渡の相　手　方	無償譲渡の目的
土地	阿蘇郡高森町大字高森字里木２２１３番１ほか１筆	1,395.78 平方メートル	高森町	熊本県立高森高等学校の生徒を対象とする町営寮の運営に利活用するため。

（提案理由）

高森町に財産を無償で譲渡する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　１９　号

工事請負契約の締結について

長保地区水利施設等整備事業（交付金）第２号工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

１　工　　事　　名　長保地区水利施設等整備事業（交付金）第２号工事

２　工　事　内　容　排水ポンプ製作据付工

３　工　事　場　所　玉名市岱明町浜田地内

４　工　　　期　契約締結の日の翌日から令和１０年１０月３１日まで

５　契　約　金　額　５１１，９２７，２８４円

６　契約の相手方　熊本市北区大窪一丁目２番８号

株式会社ミゾタ熊本支店

支店長　山本　明彦

７　契　約　の　方　法　一般競争入札

（提案理由）

長保地区水利施設等整備事業（交付金）第２号工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和３９年熊本県条例第３０号）第２条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２０　号

工事請負契約の変更について

令和元年１１月熊本県議会定例会において議決された大切畑地区県営農地等災害復旧事業第１号工事請負契約のうち、契約金額「１３，５６５，５４９，６５７円」を「１４，０８０，６３３，３８２円」に変更することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２１　号

工事請負契約の変更について

令和７年２月熊本県議会定例会において議決された津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第４号工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和９年１０月２９日まで」を「契約締結の日の翌日から令和１０年6月３０日まで」に、契約金額「１，３０２，１２０，１６０円」を「１，３１３，５１７，３０４円」に変更することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２２　号

工事請負契約の変更について

令和６年１１月熊本県議会定例会において議決された南部幹線防災・安全交付金（街路）Ｐ１橋脚工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和９年３月１９日まで」を「契約締結の日の翌日から令和１０年３月１７日まで」に変更することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２３　号

工事請負契約の締結について

多良木警察署庁舎新築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

１　工　　事　　名　多良木警察署庁舎新築工事

２　工 事 内 容　鉄骨造、３階建て、延床面積２，２１１．７８平方メートル

３　工 事 場 所　球磨郡多良木町大字多良木地内

４　工　　期　契約締結の日の翌日から令和１０年７月３１日まで

５　契 約 金 額　１，３２０，０００，０００円

６　契約の相手方　球磨郡多良木町多良木１４４番地の１

味岡・宮原特定建設工事共同企業体

代表者　味岡建設株式会社　代表取締役　味岡　俊彦

７　契 約 の 方 法　一般競争入札

（提案理由）

多良木警察署庁舎新築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和３９年熊本県条例第３０号）第２条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２４　号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和２３年法律第１４４号）第４条の規定により、令和９年度において当せん金付証票を次のとおり発売することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

発売総額　１１０億円以内

（提案理由）

当せん金付証票を発売するため、当せん金付証票法第４条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２５　号

当せん金付証票の発売総額の変更について

令和７年１１月熊本県議会定例会において議決された当せん金付証票の発売総額「１１０億円以内」を、「２００億円以内」に変更することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

（提案理由）

当せん金付証票の発売総額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２６　号

公立大学法人熊本県立大学定款の変更について

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を次のように変更する。

第２１条第２項中「１３人以内」を「１４人以内」に改める。

附　則

この定款は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

公立大学法人熊本県立大学定款の変更については、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第８条第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２７　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設	熊本市中央区安政町１番２号	カリーノ＆コロムビアくまもと応援共同体 代表者　株式会社カリーノクリエイト　代表取締役 米倉佳江	令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

くまもと県民交流館条例（平成１３年熊本県条例第５７号）第１２条第１項の規定に基づき、くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２８　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
万日山緑地公園	熊本市北区釜尾町３１６番地２	ＳＦＴ共同企業体 代表者　有限会社田上樹楽園　代表取締役　田上晶恵	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県都市公園条例（昭和５３年熊本県条例第９号）第１６条第１項の規定に基づき、万日山緑地公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　２９　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
熊本県総合福祉センター	熊本市中央区南千反畑町３番７号	熊本県身体障がい者団体連合会・三勢グループ 代表者　一般社団法人熊本県身体障がい者団体連合会 会長　竹田勉	令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県総合福祉センター条例（平成５年熊本県条例第４７号）第１１条第１項の規定に基づき、熊本県総合福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３０　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
熊本県環境センター	熊本市中央区帯山四丁目１８番１号	株式会社キューネット 代表取締役　西川尚希	令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県環境センター条例（平成５年熊本県条例第２１号）第１３条第１項の規定に基づき、熊本県環境センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３１　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
熊本県農業公園	熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号	熊本県農業公社・ストレートグループ 代表者　公益財団法人熊本県農業公社　理事長　中島　豪	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県農業公園条例（平成２年熊本県条例第６２号）第１３条第１項の規定に基づき、熊本県農業公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３２　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園	熊本市北区釜尾町３１６番地２	ＳＦＴ共同企業体 代表者　有限会社田上樹楽園 代表取締役　田上晶恵	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県都市公園条例（昭和５３年熊本県条例第９号）第１６条第１項の規定に基づき、熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３３　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
水俣広域公園	葦北郡芦北町大字芦北２５９８番地１	ハートリンク水俣 代表者　株式会社山翠園 代表取締役　前田宜重	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県都市公園条例（昭和５３年熊本県条例第９号）第１６条第１項の規定に基づき、水俣広域公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３４　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
熊本北部流域下水道	熊本市東区健軍一丁目３８番１号	九テク・熊環・熊エンジニアリング委託業務共同企業体 代表者　九州テクニカルメンテナンス株式会社　代表取締役社長　酒井喜代司	令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県下水道事業の設置等に関する条例（昭和６３年熊本県条例第３８号）第１６条の規定に基づき、熊本北部流域下水道の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３５　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
球磨川上流流域下水道	熊本市東区健軍一丁目３８番１号	九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体 代表者　九州テクニカルメンテナンス株式会社　代表取締役社長　酒井喜代司	令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県下水道事業の設置等に関する条例（昭和６３年熊本県条例第３８号）第１６条の規定に基づき、球磨川上流流域下水道の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３６　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
八代北部流域下水道	大阪府大阪市中央区淡路町三丁目６番３号	日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ 代表者　株式会社日本管財環境サービス　代表取締役　若松　雅弘	令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県下水道事業の設置等に関する条例（昭和６３年熊本県条例第３８号）第１６条の規定に基づき、八代北部流域下水道の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３７　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
三角港波多マリーナ	宇城市三角町三角浦１１６０番地の１５３	三角町漁業協同組合 代表理事組合長 石本重治	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県港湾管理条例（昭和４１年熊本県条例第４２号）第１６条第１項の規定に基づき、三角港波多マリーナの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３８　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家	熊本市中央区帯山三丁目８番４６号	ひとづくりＪＡＰＡＮネットワーク・三勢共同体 代表者　特定非営利活動法人ひとづくりＪＡＰＡＮネットワーク　理事長　中川保敬	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県立青少年の家条例（平成９年熊本県条例第４２号）第１０条第１項の規定に基づき、熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第　３９　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　２４　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和８年１０月２１日専決

熊本県知事　木　村　敬

発　生　日 路　線　名　等 発　生　場　所 事　故　の　原　因	和解の相手方	損害賠償の額	和　解　事　項
令和８年４月２５日 主要地方道天瀬阿蘇線 阿蘇市湯浦地内 穴ぼこ	個　人 （車両所有者）	１０，８００円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第　４０　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　２５　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和８年１０月２１日専決

熊本県知事　木　村　敬

発　生　日 路　線　名　等 発　生　場　所 事　故　の　原　因	和解の相手方	損害賠償の額	和　解　事　項
令和８年４月２５日 主要地方道天瀬阿蘇線 阿蘇市湯浦地内 穴ぼこ	個　人 （車両所有者）	１１，６００円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第　４１　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　２６　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和８年１０月２１日専決

熊本県知事　木　村　敬

発　生　日 路　線　名　等 発　生　場　所 事　故　の　原　因	和解の相手方	損害賠償の額	和　解　事　項
令和８年４月２５日 主要地方道天瀬阿蘇線 阿蘇市湯浦地内 穴ぼこ	個　人 （車両所有者）	９，５４２円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第　４２　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　２７　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和８年１０月２１日専決

熊本県知事　木　村　敬

発　生　日 路　線　名　等 発　生　場　所 事　故　の　原　因	和解の相手方	損害賠償の額	和　解　事　項
令和８年６月７日 一般県道囲碁用線 下益城郡美里町大字古閑地内 落枝	個　人 （車両所有者）	４０４，６９０円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第　１　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　２２　号

工事請負契約の変更について

令和５年６月熊本県議会定例会において議決された菊池川改修附帯菰田橋架替工事（上部工）請負契約のうち、契約金額「１，８１４，４５３，９００円」を「１，８１２，５５０，３００円」に変更することとする。

令和８年１０月２日専決

熊本県知事　木　村　敬

報告第　２　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　２９　号

工事請負契約の変更について

令和７年１１月熊本県議会定例会において議決された鹿児島本線大野下・玉名間１６９ｋ３５２m付近境川橋梁（仮称）新設工事請負契約のうち、工期「契約締結の日から令和８年１２月３１日まで」を「契約締結の日から令和９年２月２８日まで」に変更することとする。

令和８年１１月１０日専決

熊本県知事　木　村　敬

報告第　３　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　２１　号

工事請負契約の変更について

令和８年２月熊本県議会定例会において議決された高等技術専門校自動車車体整備科実習棟改築工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和９年２月１２日まで」を「契約締結の日の翌日から令和９年３月３１日まで」に変更することとする。

令和８年１０月５日専決

熊本県知事　木　村　敬

報告第　４　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　２３　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和８年１０月２１日専決

熊本県知事　木　村　敬

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和８年５月１２日 熊本市中央区新大江三丁目地内	スカイハイツ 新大江管理組合 （所有者） 花壇	３５，２００円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立て等をしないこと。
2	令和８年６月９日 合志市須屋地内	個人 （車両所有者） 軽乗用車	２９８，６６１円	

発 行 者：熊本県
所　　属：財政課
発行年度：令和８年度